

令和7年第3回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年9月12日（金）

○八木隆次郎議員（登壇）

市民クラブの八木隆次郎でございます。

通告に基づき、以下6項目21点について質問いたします。

第1項目は、令和6年度決算についてお伺いいたします。

令和6年度の一般会計の決算額は、実質収支に関する調査によると、歳入2,544億3,837万1,000円、歳出2,454億7,636万3,000円で、差引き89億6,200万8,000円となっています。

歳入総額より歳出総額を差し引いた形式収支は89億6,200万8,000円の黒字ではありますが、前年度に比べ6億6,566万円減少しています。

形式収支の額から翌年度へ繰り越すべき財源の額を差し引いた実質収支は57億9,768万6,000円の黒字となり、さらに当年度実質収支の額から前年度実質収支の額を差し引いた単年度収支は4億4,059万6,000円の黒字となりました。

歳入歳出の構成比率ですが、自主財源及び依存財源に区分すると、自主財源は1,319億9,271万2,000円で、前年度に比べ72億422万5,000円、5.8%増加し、依存財源は1,224億4,565万9,000円で、前年度に比べ94億8,010万4,000円、8.4%増加しています。

自主財源の増加は主として諸収入の増加によるもので、依存財源の増加は主に国庫支出金の増加によるものです。

決算額の増加理由としては、主として個人市民税15億7,774万円と5.1%減少したものの、法人市民税で23億2,955万円、34.2%、固定資産税で8億337万円と1.8%の増加があったためです。

以上を踏まえて、6点の質問をいたします。

1点目は、令和6年度決算の総括と今後の財政運営について、どのようにお考えなのかお聞きします。

2点目は、一般会計歳入において、令和2年度のコロナウイルス感染症により大きく影響を受けてから次第に回復が見られ、今年度の自主財源は増加をしたわけですが、近年5年間の歳入状況についてはどのように分析をしているのかお聞かせください。

3点目は、繰出金についてお聞きします。

当年度の繰出金は233億9,775万4,000円で、前年度に比べ2億9,549万3,000円、1.3%の増加をしています。特別会計への主な繰り出し先は介護保険事業特別会計、国民健康

保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰り出し、また、公営企業会計へは下水道事業及び水道事業への繰り出しがされています。

繰出先会計全体への繰出金は前年度比1.3%増の233億9,775万4,000円ですが、法令等によるものは前年度比マイナス0.8%の198億3,769万4,000円に対し、法令等によらない繰り出しは14.7%増の35億6,006万円となっていますが、この法令等によらない繰出金の増えた理由など、執行状況についての考え方をお聞きします。

4点目は、不用額についてお聞きします。

当年度の不用額は196億8,406万4,000円で、前年度に比べると17億9,421万3,000円と、10%の増加があります。

不用額の生じた款は民生費において49億7,880万4,000円、土木費で35億9,702万円、総務費で29億9,709万7,000円、教育費で25億5,846万3,000円となっています。

昨年度より不用額が10%増加した総合分析とともに、各款における不用額が生じた具体的な理由や、対応策が取れるものについてはその内容についてお示しください。

5点目は、財政健全化調整特別会計についてお聞きします。

当年度の決算額は、歳入歳出ともに4億8,223万7,000円であり、執行率は予算現額7億5,575万3,000円に対し63.8%になっています。

繰入金は4億7,399万1,000円で、その内訳は特別会計等財政健全化調整基金として卸売市場事業費及び水道事業費への充当分となっています。うち、卸売市場事業費は2億789万1,000円で、新市場への土壌対策及び用地取得に係る市債償還や旧市場の解体に係る市債償還及び用地借上げ料等の経費のため繰り出しをされています。

財政健全化調整特別会計は、特別会計の財政の健全な運営及び累積欠損の計画的な解消のために設置されたものでありますが、設置趣旨に沿った運営ができているのかどうかについてお聞きします。

また、現在は旧市場も更地となっていますが、旧市場への繰り出しについては今後どのようにお考えなのかもお聞かせください。

第6点は、本市の自主財源についての今後の考え方についてお聞きします。

本市市税の決算額は1,017億4,565万9,000円で、前年度に比べ15億6,118万円、1.6%の増となっています。

しかし、決算額の増加は主として個人市民税が15億

7,774万5,000円、5.1%減少したものの、法人市民税で23億2,955万9,000円、34.2%の増加や、固定資産税で8億337万6,000円、1.8%の増加があったためです。

個人市民税の減少は、主として令和6年度税制改正における定額減税の実施や、平成26年度以降に実施されてきた均等割上乘せの終了によるものです。

法人市民税の増加要因は主として企業収益の増加によるもの、固定資産税の増加は主として償却資産における新規設備投資の増加や家屋の新增築が増えたことによるなど、それぞれ要因があるかとは思いますが、市として自主財源の確保は最大の課題です。

今後、人口減少社会を迎えることを想定し、本市としても自主財源確保に向けて対応策を考えておくべきと考えますが、いかがでしょうか。当局のご所見をお聞かせください。

第2項は、公契約条例の必要性についてお聞きします。

この件については、第1回定例会において私ども市民クラブの竹尾議員より質問を行っていますが、改めて公契約条例化を進めていく立場で質問をさせていただきたいと思えます。

ご承知のように、公契約条例は公共事業や公共サービスの契約に関するルールを定めた法律であり条例ではありません。

自治体が発注する公共工事や業務委託においては公契約における価格交渉の適正化が重要な課題となるわけで、公契約条例を制定することによって適正な賃金や取引環境の確保が可能となり、自治体の発注業務の透明性を高め、事業者間の公正な競争を促進することが期待されます。そして、さらに労働者の賃金水準の向上にも寄与し、地域経済の活性化につながるものです。

今までにおいて、市民クラブとしては一環として公契約条例制定に向けて取り組んできているわけですが、竹尾議員に対する前回の市の回答では、公契約条例は良好な労働環境の確保などが期待できるというメリットがある一方で、事業者の事務負担やそれに伴うコスト増などの課題があるのではないかという回答があったほか、令和5年に建設業法など、いわゆる担い手3法が改正され、労働者の処遇改善や労働環境の整備等の取組強化が国において図られたことから、公契約法や公契約条例と同様の考え方が示されているということから、公契約条例の制定には否定的な見解が示されています。

しかしながら、現在、公契約条例を制定されている中核市は15市あり、直近においても豊田市と松本市が公契約条例を制定されたことから、両市に対して制定に至った考え方を、特に担い手3法との関係において公契約条例の必要性をどのように考えたのかを質問形式で調査をさせていただきました。

両市からの回答は次のとおりになります。

まず、豊田市の回答では、「今までは適正な賃金や労働条件の向上などを目的に公契約基本方針を平成23年に策定していたが、担い手3法により発注者や受注者の責務などが追加されたため、さらなる公契約の適正な履行、労働環境の確保及び地域経済の活性化を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の策定に至った。」とのことでした。

松本市の回答は、「担い手3法は、主に国が所管する公共工事を対象に適切な積算・契約・施工体制の確保や建設業の健全な発展と、担い手の中長期的な確保を目的とするものです。一方、公契約条例は地方自治体が独自に定めることができる制度であり、工事に加え、業務委託や物品調達などを含むより幅広い契約を対象とすることが可能です。また、担い手3法はあくまで国の法制度であるため、地方自治体における契約実務への直接的な拘束力は限定である一方、公契約条例は当該自治体内における契約に対して法的な裏付けを持たせることができ、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能でした。このように、担い手3法が担う国の制度の枠組みに加え、地方自治体として独自に契約の公正性・透明性を確保し、受注者の適正な労働条件の確保や地域経済の健全な発展を図る必要があると判断し、公契約条例の制定は必要であると考えた。」と回答いただきました。

問2は、「公契約条例の制定時に、市として事業者にどのような負担・課題が生じると想定されたのか。また、その対応策を関係団体と協議を行ったのか。」をお聞きしました。

豊田市の回答では、「条例制定に伴い、第6条の「労働環境を確保するための取組の報告」をはじめとする労働環境の確保策を規定し、その取組を義務づけているという点で事業者には負担が生じることが想定されたが、この制度は労働基準法及び関係法令による法定の労働環境が確保されているかを確認するものであるため、大きな負担にはならないと考えた。」。

松本市の回答では、「公契約条例の制定に当たり、市としては事業者に対して一定の負担や課題が生じることを想定し、条例案の検討段階から関係する事業者団体、労働団体等と意見交換を行い、制度設計に反映させるように進めてきた。」と答えられています。

問3の、「公契約条例の制定時のパブリック・コメントや制定後のアンケート調査は、どのような意見が寄せられたのか。」については、豊田市の回答では、「パブリック・コメントを実施したが、特に意見は寄せられなかった。本条例は豊田市公契約基本方針の方針を条例化したものであるため、条例制定後に新たにアンケートは実施していない。」、松本市の回答では、「パブリック・コメントでは様々なご意見をいただいた。寄せられた意見では契約制度における柔軟性に関するものや労働者の相談窓口に関するものなどがあり、実際の運用を見据えた具体的かつ実務的な提案が多く含まれていた。また、条例制定後のアンケート調査については、現時点では実施していない。」とのことでした。

問4及び問5の、「公契約条例の実効性が事業者、労働者とも十分確保されていると考えているのか。そして公契約条例の制定により生じた課題は。」についてお聞きしましたが、豊田市の回答では、「公契約条例第6条で労働環境を確保するための取組の報告が義務づけられており、対象となる工事等では労働環境取組報告書を提出してもらい労働環境の確保を確認しており、公契約条例の実効性が十分確保されている。そして、豊田市は公契約条例が制定され今年で3年目となるが、現時点では特段の課題等はない状況である。」。

松本市の回答では、「公契約条例の実効性については、制度の趣旨に沿って運用を進めているところですが、引き続き慎重に見極めていく必要があると考えている。客観的に評価するには、なお一定の時間を要するものと認識しているが、現時点において大きな課題は生じていないと認識している。」などと回答をいただいています。

以上の回答を踏まえた結果、姫路市の懸念される事業者の事務負担やコスト増についてはつながらないという回答や、公契約条例は建設分野に限らず自治体が委託する事業全般が対象となり、国の法律より一步踏み込み、自治体が独自に賃金や労務条件の基準を決めて契約に盛り込むということが大きな特徴であること、そして何より働く人の生活を守ることに繋がっていくものと確信しました。

改めて、当局の公契約条例についての必要性についてご所見をお聞かせください。

第4項目に移ります。第4項は、手柄山平和公園についてお聞きします。

8月19日、JR西日本と姫路市が来年の春開業を目指す山陽本線の姫路駅と英賀保駅の間に工事を進めています。新駅の名称が手柄山平和公園駅と決定されました。

ももとは手柄山中央公園という名称でしたが、公園内に全国規模では唯一の太平洋戦の民間人犠牲者を鎮魂する空爆死没者慰霊塔があり、姫路空襲の惨状を伝えるとともに、姫路市初代の名誉市民であり広島で原爆被災者に初の本格的治療を施し、原爆症治療の父とも呼ばれる都築正男氏の顕彰を行うことも踏まえて、本年の4月に清元市長が「戦後80年の節目に先人から受け継いだ平和への願いを世界に発信したい」と条例改正を行い、手柄山平和公園との改称を受け、手柄山平和公園駅とつながったものであります。

手柄山周辺においては、現在、新体育館、屋内競技用プール、屋外レジャープールなどのひめじスーパーアリーナが来年10月の開業を目指して建設が進んでいるところですが、今後は新駅名と相まって、さらに平和公園としての多くの人々が利用されると思います。

そこで、1点目は全国からの来場者を増やす取組と高齢者対策についてお聞きします。

手柄山平和公園のシンボルでもある慰霊塔は剣を大地に突き立てる形となっており、もう2度と剣は抜かない、武器を放棄し平和に生きるという不戦の誓いを表すものでもあります。

側柱には全国の113市の空爆犠牲者数50万9,734人の被災記録が刻まれておりますが、現在のところ追悼平和記念式の日以外の日に参られる方は多くはありませんが、これを機会に手柄山山頂の慰霊塔までの来場者を増やす取組を進めてはいかがでしょうか。

現在工事中の側柱には全国113市の名前が入っていますが、その前まで行けて花を手向けたりお線香を上げることができれば、全国各地から来られた方々も訪れやすいのではないのでしょうか。

ただ、慰霊塔についても平和資料館についても、手柄山の山頂付近にあることから、高齢者が参りやすい環境整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、全国113の都市に限らず、各自治体に対してこの

ような取組を対象者に発信をしていただければ来場者も増えていくのではないかと思います。いかがでしょうか。当局のお考えをお聞かせください。

第2点は、手柄山第2期整備計画についてお聞きます。

手柄山周辺整備計画の東側部分となる第2期整備計画では、温室植物園の移転などが見込まれていますが、その整備方針はどのように考えているのでしょうか。

以前から動物園の移転について論議されていますが、そろそろ結論を出すべきです。私的な意見になりますが、動物園は水族館横に複合施設として整備し、小動物を中心とした、いわゆる触れ合い系の動物園として水族館、植物園と併せた新観光ゾーンを形成し、新しい誘客につなげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

第3点は、手柄山回転展望台についてお聞きます。

手柄山平和公園エリアは今大きく変換をし、ひめじスーパーアリーナをはじめ、次々と新しく施設が生まれ変わっているところであります。

7年前に閉鎖された手柄山回転展望台が往時の姿のまま残されています。1966年の姫路博に建設されて以来約60年、当時の手柄山中央公園の顔として姫路市を見守っていただきましたが、現在の廃墟に近い姿を見るには忍びない気持ちでもあります。

コロナ以前に、なんとか存続をという話もあり残されてはきましたが、新しい手柄山平和公園全体構想が進む中、老朽化や安全対策を考え、そろそろ勇退をさせてあげてもよいのかと考えますが、いかがでしょうか。

当局のお考えをお聞かせください。

第5項は、防災・減災の推進についてお聞きます。

今年は阪神・淡路大震災の発生から30年という節目を迎えました。

市の防災担当部署や地域の防災団体が主催する講演会では、震災当時の体験談や専門家による講演が行われ、地域住民や学生、企業関係者などが参加しました。震災の教訓を次世代に伝えるとともに、市内の学校や公共施設でも防災教育や展示が行われ、地域全体で防災意識の向上が図られています。

姫路市においては、これまで大きな災害が発生することなく無事であることが何よりなわけですが、一たび大きな豪雨災害、地震災害などが発生した場合、各自主防災組織の備えについては、市はどのような対応を考えているので

しょうか。

本市では、昨年度よりひめじ防災マイスター認定制度を開始し、2日間の講座を修了した受講者を1つ星マイスターとして認定し、地域行事や市が依頼する防災支援活動などに参加する仕組みがありますが、現在どのような受講状況になっているのでしょうか。

他の自治体においても姫路市と同様の事業を行っていますが、弘前市や陸前高田市ではマイスター要請講座、埼玉県八潮市ではこども防災マイスター育成プロジェクトといった名称で実施されています。

一般的に、防災マイスターとは防災に関する専門的知識と技能を持ち、防災・減災活動の推進や地域住民への啓発・指導ができる人に与えられる称号であり資格ではありませんが、本市においては、他市においても、この事業については本格的なプロを育てるといったものではなく、広く市民に関心を持っていただきながら、防災に関する知見を広く持っていただくといったものと考えますが、どの段階、どの程度まで習得いただき、防災支援活動などにどれだけ、どのように関わっていただこうとしているのか、そしてまた、ひめじ防災マイスター認定制度の目的、目標についてお考えをお聞かせください。

また2点目として、今後この制度を活用した活動の最終目標をどこに置いているのか、そしてまた、本市の自主防災活動とどう関連を持たせ、どのような姿を目指していくのかについてお聞かせください。

第6項は、障害者福祉施策についてお聞きます。

医療的ケア児支援法が施行されて丸6年が経過いたしました。ご存じのとおり、この法律の目的は医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、もって地域共生社会を実現することとされています。

そこで、以下何点か質問をさせていただきます。

1点目は、生活介護の利用時間についてお聞きます。

子どもたちが在学中の間は、子どもが放課後等デイサービスを利用するなどして親が就労できていましたが、学校を卒業し在宅で生活介護を利用する場合は、多くの事業所では16時まで送迎が始まるなど利用時間が短くなり、それまでは保護者がフルタイムで就労できていたものが、学校卒業後には仕事が続けることができずに退職をせざるを得ないという現状があります。これでは医療的ケア児を育てる家族の負担も軽減できません。

保護者が職種や就労時間を選ばず就労できるよう取り計らい、生活介護の利用時間の拡張を図るなど具体的に取組むべきと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

2点目は、放課後等デイサービスとタイムケアを合わせた最大支給日数についてお聞きします。

現在、放課後等デイサービスとタイムケアを合わせた通所支援の最大支給日数は月23日とされています。そのうち放課後デイサービスの単独での最大支給日数は月19日となっているわけですが、現状ではタイムケアを行っている事業所で肢体不自由児を受け入れている事業所は限られている状態になっており、実際、肢体不自由児のほとんどがタイムケアの利用が実質的にできていない状況になっています。つまり、本来利用可能な支援日数を活用できない家庭が多く発生していることとなります。

こうしたことを解消させるためにも、タイムケアを利用していない場合でも放課後デイサービスを単独で月23日まで利用できるように見直しを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、肢体不自由児を多く受け入れてくれる事業所が少な過ぎることからも、1件でも2件でも受入れ可能な事業所を確保していくべきと考えますがいかがでしょうか、ご所見をお聞かせください。

3点目は、医療的ケアがあり、自分で動ける重症心身障害児者の受入施設についてお聞きします。

重症心身障害児者の中には、医療的ケアはあるが少し伝い歩きができるなど、自分で動くことができる方がおられます。その中でも障害等の夜間、就寝時に酸素の管理が必要な方もおられます。

こういった方々については、ショートステイを利用しようと施設に相談しても、医療的ケアのある重症心身障害児者が利用できる施設でも自分で動けるためベッドで管理ができない、また、自分で動ける重症心身障害児者が利用できる施設では、夜間に看護師が不在だからなどの理由で受入れがしてもらえないとのことでした。

こういったことから保護者自身が休息を取ることができず心身とも大きな負担となっており、解決策が望まれるところです。

家族と一緒に地域で暮らしていくためには保護者の負担軽減が図れるように、定期的に休息が取れるようにすることが必要不可欠な問題であり、ショートステイが利用で

きる施設を早急に確保していく必要があると思います。

昨年の回答では、本市としてもこのショートステイにつきましては非常に重要な施設だと思っている。補助の上乗せであるとか、個別に医療機関に掛け合うとか、様々な取組を行ってまいりたいとの答弁もいただいておりますが、その後どのような対策が講じられたのかも含め、当局のご所見をお聞かせください。

4点目は、ルネス花北での整形外科の診察であります、一昨年までは月に1回、整形外科医による診察日が設けられており、リハビリやコルセットの作成・調整などが必要な際に受診することができていました。

その場で保護者や担当理学療法士と連携し、リハビリに関する専門的な助言や装具に関する指示書等を医者から直接受け取ることが可能であり、療育の維持が系統立って保たれていました。

しかし昨年度、整形外科医の診察日が廃止されたことにより、リハビリの助言や装具の作成・調整等を必要とする際には、例えばテクノポリスの専門医のいる医療機関への受診が余儀なくされました。

また、リハビリに関する助言や装具調整の内容など、そこで指示された内容を医師から保護者が聞き取り、それをルネスの理学療法士さんに口頭で説明をしなければならないなど、専門的な情報伝達の取扱いであるのにも関わらず、保護者に過度の責任と負担がかけられています。こういったことも保護者への大きな負担となります。

このような状態から一刻も早く脱出し、様々な診察や相談が従来どおりルネスで受けられるようにするべきと考えます。

整形外科医従事者の減少、医師の働き方改革施行など様々な要因があることは承知していますが、今まで積み上げてきた姫路市の福祉施策が後戻りするようなことがあってはならないと考えますがいかがでしょうか。当局のご所見をお聞かせください。

第3項目に戻ります。第3項は、姫路市のデジタル施策についてお聞きします。

1点目は、主要事業のデジタル関連の41事業についてお聞きします。

令和7年度の主要事業の3つのポイントとして、ひと・まち・しくみを挙げられ、その1つに、時代の変化に対応し、仕組みを変えていく取組を進められています。

そして、その仕組みづくりとして、省人化・省力化を図

りながら、より質の高いサービスを生み出すため、デジタル技術を活用した仕組みを構築していくとされています。

今年度の主要事業の中においても、デジタルに関する施策・事業は10局1課1本部にまたがり、41の事業についてデジタル改革を行うものですが、年度が始まり約5か月が経過した今、庁内デジタル施策の取りまとめ部局であるデジタル戦略本部として、全体の進捗状況をどのように把握しているのかお聞きかせください。

2点目は、デジタル戦略本部として鋭意進めている行政手続オンライン化の推進では、いつでもどこでも行政手続ができるようオンラインで申請可能な行政手続の対象を拡充することや、オンライン申請サイトである兵庫県電子申請システムと姫路市オンライン手続ポータルサイトに機能を集約することで利便性を向上させるということなどデジタル施策を行っていますが、システムを集約化することによるすり合わせの時間や手間がかかるなどデメリットは生じないのでしょうか。

集約上の問題点についてお示しいただきますとともにオンライン化の進捗状況並びにオンライン化された手続の状況についてお聞きかせください。

3点目はLINE公式アカウントについてお聞きします。

昨年取得したLINE公式アカウントを活用し、市民への暮らしの情報・子育て・防犯・イベント情報などを拡充するとともに、市民参加型機能としてフレイルチェック機能を追加しようとするものですが、現在の参加数や効果など進捗状況についてお聞きかせください。

併せて、公式LINEアカウント登録数が4万4,000と伸び悩んでいると仄聞いたしますが、当初目標である10万人を下回っている理由やその対応策をどのように考えているのかお聞きかせください。

4点目は、教育委員会関係所管のデジタル関係の事業の進捗についてお聞きします。

教育関係では、児童生徒の興味に応じた個別最適な家庭学習をサポートするため、様々な学びのコンテンツを利活用できるメタバース、インターネット上の仮想空間型の学習プラットフォームに楽しく学べる学習コンテンツを追加したり、児童生徒が発するSOSを早期に発見するため、1人1台の端末に児童生徒が心身の状態を毎日記録し、きめ細かなチェックができるよう、ICTを活用した教育の推進を進めていますが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。

また、こういった端末の操作などは指導側の先生への事前でのレクチャーや現場で使う先生の意見を聞きながら進めることも重要です。サービス構築に際して、そのような研修や現場の声の反映も踏まえたスケジュールになっているのでしょうか。

進捗状況と併せて、それぞれお答え願います。

5点目は、観光経済局とデジタル戦略本部が共同で進めているデジタルチケットについてお聞きします。

本市が来年3月に予定しています姫路城縦覧料の改定に併せて、好古園、市立美術館、文学館にもデジタルチケットを導入し、城以外への周遊性を高め、利便性を向上させていくとしていますが、どのようなものになるのでしょうか。

市民がスマートフォンでデジタルチケットを購入するに当たっては、より便利で使いやすいものとするのが求められると考えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きかせください。

6点目は、健康福祉局のデジタル関連事業についてお聞きします。

健康福祉局関連はマイナンバーカードを活用した福祉医療の資格確認や、ICTを活用した高齢者福祉の充実として高齢者がスマートフォンの楽しさや便利さを知り、日々の生活の中で安心して活用してもらえるよう、高齢者に寄り添ったスマホに関する相談やデジタル体験イベントの機会などを拡充するとしていますが、そういった場にも行くことも、そして積極的に手も上げられない方も多くおられます。

今はスマホサロン、スマホ教室、スマホよろず相談などのサポート事業を展開されていますが、こうしたデジタル・ディバイド対策の事業がまだまだ広まっていないことから、さらなる周知と、相談すること、行くこと自体に二の足を踏んでいる方々、様々な方がいらっしゃることから、その掘り起こしを参画していただけるようなデジタル・ディバイド対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお聞きかせください。

以上で、第1問を終わります。

○石堂大輔議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

八木議員のご質問中、手柄山平和公園についてのうち、手柄山平和公園としての整備と観光資源としての活用に

についてお答えいたします。

本市では、戦後80年の節目を迎え、先人の強い思いを受け継ぎ、戦争の記憶や平和の大切さを後世に伝えていくとともに、平和を祈念する心を世界に発信するため、令和7年4月から手柄山中央公園の名称を手柄山平和公園に変更し、平和を願う人々が訪れ、体験を共有し、交流を深めるための拠点としてさらに整備を進めているところであります。

同公園内に位置する太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔は、太平洋戦争の空爆により亡くなられた民間人犠牲者を供養するとともに世界の恒久平和を祈念するため、全国からの寄附により建立されたもので、空爆による民間人犠牲者を慰霊する日本で唯一の施設であります。

慰霊塔への来場者を増やす取組につきましては、令和2年度から開始した慰霊塔のライトアップや、令和4年度から開催している子ども平和フォーラムなど、より多くの方に来場いただけるよう積極的な広報啓発事業を行っており、今後開業するひめじスーパーアリーナの来場者や議員ご提案の各自治体への周知など、さらに広く周知を図る方法を検討してまいります。

また、慰霊塔への献花等につきましては、全国の空爆犠牲者の御霊が眠り名簿が収められている中央の塔身に対して哀悼の誠を捧げていただきたいと考えており、議員ご提案の側柱への献花台等の設置の予定はございません。

また、山頂付近の慰霊塔への高齢者のアクセスにつきましては、高低差による支障を完全に解消することは難しいものの、山頂駐車場までは園内施設のエレベーターにより移動いただくことができ、平和資料館につきましては施設正面の駐車場からスムーズな入館が可能となっております。

さらなるアクセス向上の取組としまして、バリアフリーに対応した連絡通路や手柄山平和公園駅からひめじスーパーアリーナを經由して山頂付近にアクセスできる園路整備等を現在実施しており、引き続き公園全体の回遊性向上や高齢者等に配慮した歩行者動線の確保に努めてまいります。

令和8年の手柄山平和公園駅の開業など、手柄山周辺が大きな転換期を迎えることを好機と捉え、引き続き手柄山エリア全体のPRに努めながら、慰霊塔をシンボルとし、平和のメッセージを発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

井上副市長。

○井上泰利副市長（登壇）

私からは、1項目めについてお答えいたします。

まず、1点目の令和6年度決算の総括と今後の財政運営でございますが、令和6年度決算を総括しますと、こども医療費の完全無償化や市立学校体育館への空調整備、姫路球場におけるLEDナイター照明整備、グリーンファミリー制度の創設など、本市の未来を創造するための様々な事業を実施した中で黒字決算を確保いたしました。

一方で、地方公共団体の財政の弾力性を示す経常収支比率が過去最高の88.1%となり、財政の硬直化が進んでいると認識しております。

今後も引き続き物価や人件費の上昇が見込まれる中で、公共施設の維持管理経費の増加や長寿命化改修等に対応する必要があり、新美化センターや新市立高等学校整備等の大規模投資事業も控えております。

そのため、より一層拡大していく財政需要に適切に対応するため、市民サービスや公共施設の在り方を時代に即して抜本的に見直し、最適化を進めるなど、さらなる行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、2点目の一般会計の歳入状況でございますが、直近5年間の一般会計歳入を概括いたしますと、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応や国民1人につき10万円を支給する特別定額給付金に伴う国庫支出金の増等により、歳入総額が過去最大の2,963億円となりました。

令和3年度には、給与所得の減や中小企業者向け固定資産税の軽減措置等に伴う市税の減等により自主財源が64億円の減と大きく減少しましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まるにつれ、令和6年度にかけて税収が回復するとともに、観光客の増による姫路城縦覧料の増等に伴い、自主財源の増が続きました。

令和6年度には、企業収益の増加等により引き続き市税等の自主財源が増加した一方で、手柄山平和公園の整備に係る国庫支出金や定額減税の補填に係る地方特例交付金等の依存財源が増加したため、歳入総額は、前年度から166億円増の2,544億円となっております。

次に、3点目の繰出金でございますが、令和6年度決算における一般会計繰出金のうち法令等によらない繰出金は35億6,000万円で、そのうち29億5,500万円が下水道事業に

対するものとなっております。

下水道事業は原因者負担及び独立採算の原則から、汚水の処理費用は使用料で回収すべきであるものの、環境保全や産業振興等の観点から一定の支援を行う必要があり、事業を円滑に運営するため、繰出内容を精査した上で、市の政策に基づく繰り出しを行っております。

令和6年度につきましては、皮革污水处理に係る環境保全費の増等により繰出金が増加しております。

今後も、各会計において経営の合理化や経費削減を推進するとともに、繰出金の支出については、社会情勢や経済情勢の変化に対応しつつ、内容を十分に精査し、繰出基準の適正な運用に努めてまいります。

次に、4点目の不用額でございますが、不用額は、入札差金のほか、予算の効率的な執行や経費の節減による執行残、入札不調や予算編成後の事情の変化による事業の中止等により発生しております。

各款における不用額の状況でございますが、総務費では住民情報システムの標準化対応に係るスケジュール見直しのほか、市税還付金が見込みを下回ったこと、民生費では価格高騰生活支援給付金や児童手当の支給対象者が想定を下回ったこと、土木費では道路整備事業や土地区画整理事業において関係機関調整や物件移転交渉の難航による事業進捗の遅れ、街路事業における国庫補助内示の減による補助事業費の減、教育費では学校行事に伴う給食中止等により食材の発注数が想定を下回ったことや小中学校整備事業における入札残等により、それぞれ不用額が発生しています。

今後も限られた財源を有効に活用していくため、不用額の内容や発生原因の把握・分析を行うとともに、予算編成時における見積りの精度向上や計画的な予算執行に努めてまいります。

次に、5点目の財政健全化調整特別会計でございますが、議員ご指摘のとおり、財政健全化調整特別会計は本市の特別会計等の財政の健全な運営のために設置しており、現在は、卸売市場事業及び水道事業に対して本会計から繰り出しを行っています。

卸売市場事業には旧市場施設の解体撤去等に対して、水道事業には管路の耐震化に対して、その財源の一部を繰出金として負担することで、事業の円滑な推進に資するものとなっております、特別会計の設置目的に沿った運用ができていないものと考えております。

また、旧市場用地において、用地の借り上げに対する支援が本年9月末で終了しますが、旧市場施設の解体撤去に係る地方償還費用の一部について、引き続き支援を行ってまいります。

最後に、6点目の自主財源についての今後の考え方でございますが、地方公共団体の財政運営に当たっては、国の地方交付税制度により税収の減が地方交付税で補填されるなど、マクロ的に見れば地方の一般財源が保障される仕組みとなっております。

一方で、市独自の施策を実施していくためには、市税をはじめとする自主財源の確保が不可欠であると認識しております。

そのため、債権差押え等による徴収率の向上、コンビニ納付やキャッシュレス決済を活用した納付機会及び利便性の向上、受益者負担の公平化を図るための使用料・手数料の定期的な見直しなど、自主財源の確保に向けた様々な取組を行っているところでございます。

さらに、中長期的な観点から、都市基盤整備による新たな土地利用の促進、移住・定住支援や子育て環境の整備など、人口の社会増に向けた施策展開のほか、企業誘致、生産性向上支援、雇用促進等により、市税収入の安定確保を目指してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

峯野財政局長。

○峯野仁志財政局長（登壇）

私からは、2項目めについてお答えいたします。

本市では、適正な賃金と取引環境の確保に向けて、工事契約におきましては実勢価格を反映した設計を行うとともに、契約約款に契約締結後の資材費や労務費の変動に備えた、いわゆるスライド条項を設けることで、急激なコスト上昇にも適切に対応しております。

また、業務委託契約につきましても、業務に必要な予算の確保に努めるとともに、スライド条項によりコスト上昇を価格に転嫁する制度の導入を検討しているところでございます。

本市といたしましては、賃金等の労働条件は、基本的に労働者と使用者が社会情勢を踏まえて対等の立場で決定すべきものと考えております。

また、契約に介入する場合につきましても、条例による対応ではなく、法律などによる全国一律の対応が望ましい

と考えております。

このため、公契約における適正な賃金と取引環境の確保に向けては、引き続き、入札契約制度の適切な運用を通じて対応してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

原田デジタル戦略本部副本部長。

○原田 学デジタル戦略本部副本部長（登壇）

私からは、3項目めのうち1点目から3点目及び5点目についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、市民の皆様のL I F Eを守り支え、「活力」ある姫路を創造するためには、社会全体でデジタル技術を活用した取組を進め、効果的・効率的に課題を解決し、新たな価値を創出する社会システムへの転換を図っていくことが重要であると考えております。

本市におきましても、全庁的に「しくみ」づくりに取り組んでおりまして、デジタル戦略本部では姫路版スマートシティ事業、行政手続きのオンライン化や生成A Iを活用した行政サービスのD Xに先導的に取り組むほか、各局のデジタル関連施策に対する伴走支援を行うことで、全庁的な「しくみ」づくりをとともに進めているところでございます。

全体の進捗状況として、主要事業等に掲げられた41事業は、現在、仕様の調整や事業者の選定、システムの構築作業などに着手しております。既に導入済みのものも含め着実に取組が進んでいるものと認識しております。

引き続き、市民の皆様の暮らしの質の向上、それを支える行政事務の効率化と高度化に向けて、全庁一丸となって「しくみ」を変えるための取組を進めてまいります。

次に、2点目でございますが、行政手続きのオンライン化につきましては、国や県の電子申請システムに加え、本市独自の電子申請システムである姫路市オンライン手続きポータルサイトも積極的に活用することで、令和7年度末までに行政手続きのオンライン化率100%を目指しているところでございます。

全国統一の手続きを取り扱う国が運営しているマイナポータルのほか、自治体独自のものについては主に県と市の2つの電子申請システムを利用してきました。これは、利用者と職員の双方にとって、複数のアカウント管理やシステムへの習熟が負担となるなどの課題がございました。

そこで、本市の電子申請システムに統合することにより、

市民や事業者の皆様にとっては申請時の負担軽減が期待でき、職員側にとっても業務の効率化を図ってまいります。

オンライン化の推進に当たりましては、令和6年度に庁内向けの相談窓口を設置し、また、事業者から技術的支援を受けるなど、円滑かつ効率的にシステムの移行作業を進めております。

令和7年8月時点で、進捗管理対象としております月平均処理件数60件以上の手続などのオンライン化率は64.4%となっております。

また、市の電子申請システムの利用件数は、令和5年8月から令和6年7月までの1年間で約5万7,900件、令和6年8月から令和7年7月まで約9万4,300件と大幅に増加しております。市民や事業者等の皆様には、これまでに約72,500件のアカウントをご登録いただいております。利用が広がっている状況でございます。

次に、3点目でございますが、姫路市公式L I N Eのお友だち登録者数は、本日午前8時の時点で4万5,141人でございます。

令和5年10月の運用開始以降、市政に関する重要なお知らせやイベント情報などを中心に積極的に発信しており、少しずつではございますが増加しております。

本年5月から新たに導入いたしました高齢者向けフレイルチェック機能は、9月1日現在で利用者数は206名、利用回数は257回となっております。フレイルに対する認知度の向上や予防意識の啓発に一定の効果が得られているものと考えており、今後も引き続き利用促進に努めてまいります。

公式L I N Eは情報発信に加え、通報、市民の皆様からのアンケートや意見募集などの市民参画を効果的に実施するために登録者数10万人と目標にしておりますが、現在目標を下回っております。

その要因といたしましては、L I N Eを利用している市民は多いものの、市公式L I N Eの存在やメリットが十分に認知されていないことが挙げられます。

このため、転入者向けのチラシ配布やS N Sによる情報発信、さらに広報映画とびっくす姫路など、様々なデジタルメディアを活用して、より多くの方にご登録していただけるよう、引き続き広報・周知に努めてまいります。

加えて、今年度は幅広い年齢層に周知を図るとともに、情報拡散も視野に入れ、漫画を活用した親しみやすい広報を予定しております。

また、現在は情報発信がコンテンツの中心となっており、通報やアンケート等の申請機能の充実を含め、市民の皆様が参画できるようなコンテンツの導入も検討してまいります。

最後に、5点目でございますが、デジタルチケットにつきましては、姫路版スマートシティ事業の一環としまして、観光経済局と連携し、市民や市外からの観光客にとって利便性の高い仕組みを目指して取り組んでいるところでございます。

具体的には、姫路城を中心に観光客の回遊性を高めるため、周辺施設とのセットチケットを柔軟に販売できるようにするとともに、姫路城の文化財としての保全や混雑防止による観光体験向上の観点から、本年4月から試験的に導入したデジタルチケットと同様に、来場日時を事前に指定してチケット購入ができる機能も実装いたします。

また、姫路城縦覧料の多重価格化に伴うマイナンバーカードを用いた資格判定機能の実装や、観光客向けのウェブサイトから訪日外国人等がスムーズにチケット購入に進める動線の整備など、市内外、国内外の様々なターゲットに総合的に対応できる仕組みを想定しております。

特に、市民の皆様に対しましては、本市が提供するチケット、商品券などのデジタルによる給付サービスへの入口を集約する市民ポータルを並行して開発しており、共通のデジタルIDを通じて、ワンストップで各種サービスを申込み・利用できる形を目指しております。

姫路城等のデジタルチケットにつきましても、給付サービスの1つとして、市民ポータルを経由して手軽にアクセスできるようにいたします。実施に当たりましては、市民の皆様への周知が大事だと思っております。

周知につきましては、観光経済局におきまして現在試験導入中の姫路城のデジタルチケットに関し、姫路城公式ウェブサイトや観光パンフレットのほか、市内ホテルや飲食店等でのPRを行っているところでございます。

今回実装を進めるデジタルチケットシステムは令和8年2月頃にサービスを開始する予定で、これらのPRに加えまして、広報ひめじやSNSのほか、旅行会社へのプロモーション、特に国外の観光客向けには姫路観光コンベンションビューローの公式ウェブサイトひめのみちなどを通じて、多言語対応も含め、多様な手段を組み合わせることで効果的な広報を行い、国内外に対する高い認知度と実際に利用いただいた方の満足度の両方を達成できるよう、今

後も観光経済局と密に連携して取組を進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長（登壇）

私からは、3項目めの4点目、教育委員会所管のデジタル関係事業の進捗状況などについてお答えします。

学習プラットフォームは、中学生を対象に本年5月から運用を開始しており、スタディサプリや学習クイズ、プログラミング学習などのコンテンツを整備しております。

また、オンラインによる不登校支援事業やALT、外国語指導助手によるオンライン英会話、外部講師によるスタディサプリの活用方法が学べるイベントなどを行っており、参加した生徒からは、「楽しく学べた」、「もっとスタディサプリを使っていきたい」などの声を聞いております。引き続き、コンテンツやイベントの充実を図ってまいります。

心の健康観察は、現在、小・中・義務教育学校の11校を協力校として実証研究を行っております。実証研究に当たっては、教員を対象とした操作等の研修を実施し、スムーズに開始できるようにいたしました。

また、令和8年度の全市での運用開始に向けて、学期に1回、全ての協力校にヒアリングを実施し、成果や課題を整理しているところでございます。

今後も学校現場の意見に耳を傾けながら、より効果的な活用につながるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長（登壇）

私からは、3項目めの6点目及び6項目めについてお答えいたします。

まず、3項目めの6点目、健康福祉局所管のデジタル関係事業の進捗状況などについてでございます。

高齢者のデジタル・ディバイド対策につきましては、令和6年9月から、市内の公共施設においてスマホサロンやスマホよろず相談を定期的に開催しております。

また、5名以上の申込みにより、ご希望の場所にスタッフが訪問するスマホ教室も実施しております。

さらに、スマホの相談に行くことや会場へ足を運ぶことにためらいを感じておられる方も気軽に参加いただける

よう、令和7年2月からは月2回、大型商業施設内に相談会場を設けております。日常の買物やお出かけの延長線上で気軽にご利用いただける場所として、今後もドラッグストアなどの他の商業施設にも拡大してまいります。

デジタル・ディバイド対策事業の利用状況につきましては、事業開始から丸1年となる令和7年8月末時点で延べ約9,000人の方にご利用いただいております。そのうち約3人に1人はリピーターとして継続的に利用されており、好評をいただいている状況でございます。

今後につきましては、分かりやすいチラシの作成や、市公式LINEアカウントを活用した情報発信の強化など、さらなる周知に努めてまいります。

また、ご本人だけでなくご家族やご友人など身近な方からの紹介や、リピーターからのよい評判をきっかけとして、二の足を踏んでいる高齢者の利用促進につなげたいと考えております。

次に、6項目でございます。

1点目の生活介護の利用時間についてでございますが、生活介護の基本報酬は、これまで利用時間に関係のない日額の包括算定となっておりますが、令和6年度の報酬改定によりサービス提供時間の長さにより段階的に厚く算定される方式に変更されており、より長時間のサービス提供を行う事業所が報酬上も評価されるようになっております。

令和7年4月時点で、市内全66事業所の8割以上となる57事業所が7時間以上のサービスを提供できる体制を整えておりますが、その利用実態を確認したところ、サービス利用時間が7時間未満である利用者が半数近くとなっております。

そのため、議員ご指摘のとおり、障害児が学校を卒業して生活介護を利用する場合、それまでの学校と放課後等デイサービス事業所で過ごす時間と比べ短くなってしまいう実情があるものと認識しております。

そこで、事業者に対しては、説明会などを通じて、サービス提供時間に応じて累進的に報酬単価が上がるインセンティブの仕組みや、基本報酬の時間を超えて算定可能な延長支援加算の制度を改めて周知するとともに、提供体制そのものが短時間となっている事業所については個別に働きかけを行うなどにより、長時間の提供体制の確保を促してまいります。

次に、2点目の放課後等デイサービスとタイムケアを合

わせた最大支給日数についてでございますが、放課後等デイサービスの基準支給量につきましては、障害の程度を問わず全ての障害児を対象として、令和5年10月より月14日から月19日に拡大したところでございます。

支給量の拡大に伴う事業所不足を緩和するため、令和5年10月から定員の1.2倍まで受入れを可能とする特例措置を実施しており、加えて、令和6年度から、新規開設する事業所に雇用された児童発達支援管理責任者などに最大月2万円を3年間支給する人材確保事業を展開し、開設促進を図っております。

放課後等デイサービスの基準支給量をさらに23日まで拡大することは喫緊の課題であると認識しており、受皿となる事業所数の推移や利用状況等を踏まえて、できる限り早期の実現に向けて準備を進めてまいります。

また、受入れ可能な事業所の確保につきましては、令和6年度の報酬改定で、放課後等デイサービス事業所に預かり機能も含めた総合的な支援を提供する役割が明確化されたことを踏まえ、本市におきましては、タイムケア単体に比べてより幅広い支援が提供可能な放課後等デイサービスの整備を促進することで、預かりを含めた多様なニーズに対応していきたいと考えております。

令和6年度以降、重症心身障害児を主たる対象とする放課後等デイサービス事業所2か所の新規開設が実現しておりますが、うち1か所につきましては、先ほどご説明させていただいた人材確保事業において、重症心身障害児を対象とする新規開設事業所に対して、児童指導員などにさらに月1万円を上乗せする措置を適用して実現したものでございます。

施設整備に係る補助の上乗せにつきましても継続して実施しているところでございますが、引き続き、さらなる開設促進に向けた取組を進めてまいります。

次に、3点目の医療的ケアがあり、自分で動ける重症心身障害児・者の受入施設についてでございますが、本市には医療的ケアが必要な重症心身障害児者を対象とする医療型短期入所事業所は、姫路聖マリア病院2か所及び姫路赤十字病院1か所の計3か所ございます。

しかしながら、いわゆる動ける医療的ケア児については医療現場の安全確保などの点で受入れが難しく、看護師の配置がある一部の福祉型短期入所事業所において可能な範囲で対応している状況であり、議員ご指摘のとおり、受入体制は十分でないと感じております。

そのため、重症心身障害児者や医療的ケア児者に対応した短期入所の整備に向けて、国庫補助に本市独自の補助を上乗せして公募を行いました。現時点で応募を得ることはできておりません。

また、令和6年度以降、障害児サービスに実績のある市内医療法人2か所を訪問し、直接、開設の働きかけを行いました。人材確保が難しいことなどの理由により開設に至っていない状況でございます。

これまでの結果や課題を踏まえ、今後、他都市で好事例のある介護老人保健施設などにも対象を広げて、医療、介護、障害分野を横断した開設の働きかけを行い、新規参入の確保に向けた方策を検討してまいりたいと考えております。

併せて、既存の医療型短期入所事業所については、県の指定の事業所でもあり、本市のみならず中播磨・西播磨を広域的にカバーする役割を担いつつも、直接処遇職員などの人材不足により受入れが難しくなっている現状があることから、安定的な受入体制の確保・維持を図るため、周辺市町と連携して県に運営支援策を要望してまいります。

次に、4点目のルネス花北での整形外科の診療再開についてでございますが、令和5年度は神戸大学医学部から整形外科専門医を派遣していただき、月1回診療を行っておりましたが、医師の働き方改革等の事情により、令和6年度からルネス花北へ専門医を派遣していただくことができなくなりました。

代わりに整形外科専門医の確保に努めましたが、障害児者のリハビリテーションに精通した専門医は非常に少なく、確保は非常に困難であることから、現在は県内他市の専門医がおられる医療機関を紹介させていただいております。

今後は、医師の働き方改革の適用を受けない開業医に依頼することも視野に入れ、姫路市医師会とも連携し、整形外科の診療再開の可能性を探ってまいります。

また、整形外科専門医から保護者に対するリハビリに関する助言や装具調整などの指示の内容につきましては、昨年度から一部の医療機関と書面による情報の共有を始めております。

今後はさらに医療機関との情報の共有を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

森スポーツ・道の駅担当理事。

○森 健スポーツ・道の駅担当理事（登壇）

私からは、4項目めの2点目及び3点目についてお答えいたします。

まず、2点目のうち手柄山の第2期整備計画について、その整備方針はどのように考えているのかについてですが、手柄山中央公園整備基本計画に基づく第2期整備につきましては、文化センター跡地に緑の相談所と温室植物園の機能を統合した新たな植物園を整備することとしており、これに老朽化の進む水族館も加えた複合施設の規模やスケジュール等について検討を進めているところでございます。

また、水族館、植物園の複合施設と併せて、小動物を中心とした動物園を誘致し、観光ゾーンを形成することで、新しい誘客につなげてはどうかについてですが、文化センター跡地は住宅地に隣接し、また敷地面積が限られていることから、現段階では動物園の移転は難しいと考えております。

今後、複合施設について考えていく中で、議員ご提案の小動物との触れ合い体験や教育の機能の充実など、新たな誘客につなげられるようなコンセプトや機能等につきましても整理してまいります。

次に、3点目、手柄山回観展望台について、老朽化や安全対策を考えると、そろそろ解体すべきではないかについてですが、手柄山回観展望台につきましては、手柄山中央公園整備基本計画において、公園のシンボルとして存続させるとしており、老朽化対策として、安全確保のための植栽帯等を整備済みであり、現在、モニュメントとして活用しております。

今後の在り方につきましては、解体も含め第2期整備において検討してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

村田危機管理担当理事。

○村田 泉危機管理担当理事（登壇）

私からは、5項目めについてお答えいたします。

まず、1点目のうち各自自主防災組織の備えについてでございますが、自主防災会は、自分たちの地域は自分たちで守るという精神に基づき、災害時において大きな力となる共助の中心を担う取組の1つであると考えております。

このため、本市では災害時の救出救助等に活用する防災

資機材の交付支援を行うほか、防災に関する知識・技術の習得を図っているところであり、今後もより一層、災害時に地域が一体となって、人命や財産等の被害の軽減に当たることができるよう、防災訓練や研修などを通じた育成・指導に努めてまいります。

次に、ひめじ防災マイスター認定制度について、まず、受講状況でございますが、現在、地域住民の皆様のほか、防災士や学生、福祉関係者など様々な立場の方々に参加していただき、昨年度の創設から2年間で10代から70代までの183名を認定し、男女の比率もおおむね均衡したものとなっております。

次に、目的・目標でございますが、認定に当たっては本市が開催する2日間の講座を受講していただき、防災を専門とする大学教授などによる講義をはじめ、座学やグループワークを通して防災に関する基礎知識やファシリテーターとしての役割などを習得していただきます。

また、認定後は、フォローアップ研修や情報交換会を通して本市が防災の学びを深める機会を提供し、継続的に人材育成ができる体制づくりを行っております。

なお、マイスターには知識やスキルに基づく階級を設けており、初期段階では市政出前講座や地域防災活動の補助役として活動していただき、経験を積み重ね、階級が上がるごとに防災講演会の講師、地域の防災訓練や防災計画作成の企画運営、最終段階では、他のマイスターの育成・指導に携わっていただくなど、活動内容が高度化することが本市制度の最大の特徴となっております。

このように、地域防災への意欲がある人材を発掘し、地域防災活動を指導・助言できる人材への育成を目的とすることから、知識・技術の習得や地域との顔の見える関係づくりには、一定の時間を要するものと考えておりますが、今後とも、より多くの市民の皆さまがマイスターとなって地域で活躍していただけることを目標に、充実・強化を図ってまいります。

次に、2点目についてでございますが、本市が内閣官房の民間参画による地域強靱化に取り組むモデル自治体支援事業に選定され、創設した本市の認定制度は、自助・共助・公助が協働する新たな仕組みとして、市が関わりを持ちながら、マイスターの意欲的な活動が人口減少社会における地域の担い手不足に資する1つの取組となり、地域力、地域防災力の強靱化を図ることを最終目標としております。

今後とも、マイスターの活動が地域にしっかりと定着できるよう育成と活動支援に努めつつ、自主防災会が主催する防災訓練の企画・運営や地区防災計画の策定にアドバイザーとして派遣するなど、自助、共助の力を高め、各地域での自主防災会活動を支援する取組として推進してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

以上で、八木隆次郎議員の質疑・質問を終了します。